

口座振替前納割引制度
申し込みは2月末までに

国民年金保険料を、一定期間まとめて納めると、割引になる「前納割引制度」があります。

この制度をご希望の場合、「2年前納」、「1年前納」、「6か月前納」の中から選択できます。

下表のように、2年間で「1年前納」を2回した場合と、「2年前納」をした場合を比較すると、7520円お得になります。また、2年間で「6か月前納」を4回した場合と、「2年前納」をした場合を比較すると、1万1120円お得になります。

▼申込期限 2月29日（月）まで

※ただし、「6か月前納」については、2月末までと8月末までの年2回の申込みの機会があります。

▼必要なもの 預金通帳、口座の届出印、年金手帳

住民課国民年金係、年金事務所もしくはお持ちの預貯金口座の金融機関

▼注意点 ①5月2日（月）は平成28年3月分の納付期限であるため、平成28年度の前納額に加えて、平成28年3月分の保険料も引き落しになります。

平成27年度の口座振替方法別割引額一覧（参考）			
振替方法	1回あたりの納付額	割引額	2年分に換算した割引額
2年前納	366,840円	15,360円	15,360円
1年前納	183,160円	3,920円	7,840円
6か月前納	92,480円	1,060円	4,240円

※平成28年度の保険料と割引額は確定していません。

- (例) 1年前納を申し込んだ場合
1年前納付額 + 平成28年3月分
(1万5590円) の合計額が引き落とされます。
(2) 残高不足で口座振替ができない場合
場合、次の振替日（「2年前納」、「1年前納」の場合は翌年4月末）まで
の間、割り引きがない翌月末振り替えになります。

児童手当の手続きはお済みですか

- ①番号確認書類 請求者、配偶者の番号確認書類として、次のいずれかが必要です。
- ・個人番号カード（顔写真つき）
 - ・個人番号通知カード

申請者（代理申請の場合は代理人）の確認書類として、次の書類が必要です。

○2点必要なもの（顔写真なし） 健康保険証（特別）児童扶養手当転免証、バスポート、在留カード、身体障害者手帳、精神保健福祉手帳など

○2点必要なもの（顔写真なし） 健康保険証（特別）児童扶養手当証書、年金手帳などの中から2点を選びます。申請が遅れるなど、遅れた月分の手当を受けられなくなりますので、ご注意ください。

支給対象者

須恵町に住所があつて、中学校修了前（15歳に達した最初の3月31日まで）の児童を養育している人（勤務先で手当を受けようとする人の認定請求に基づいて支給しますので、出生・転入などにより受給資格が生じた場合は、子ども教育課窓口にて請求の手続きをしてください）。

手当を受ける手続き

手当を受けようとする人の認定請求に基づいて支給しますので、出生・転入などにより受給資格が生じた場合は、子ども教育課窓口にて請求の手続きをしてください。

申請に必要なもの

- ・印鑑（認印でも可）
- ・請求者名義の通帳
- ・請求者の保険証（社会保険の人のみ）
- ・マイナンバーの確認に必要なもの
- ・番号確認書類と②本人確認書類がそ

児童扶養手当受給者へのお知らせ

JR特定者用定期乗車券割引制度

原則として、毎年6月、10月、翌年の2月にそれぞれの前月分までの手当を支給します。手当を受けている人は、毎年6月中に「児童手当現況届」を提出しなければなりません。この届は毎年6月1日における状況を確認するためのもので、提出がないと6月分以下の手当の支給が差し止められますのでご注意ください。

※出生日や転入日（異動日）の翌日から15日以内での申請が必要です。申請が遅れると、遅れた月分の手当を受けられなくなりますので、ご注意ください。

支給額（1人につき）

○3歳未満 1万5千円
○3歳以上小学校修了前 1万円
（第3子以降1万5千円）

特例給付（所得制限を超えた場合）

・中学生 1万円
・3歳未満 1万5千円
・3歳以上小学校修了前 1万円
（第3子以降1万5千円）

申請に必要なもの

- ・児童扶養手当の証書
- ・この制度を利用する人の証明写真
- ・その世帯員（綱4センチメートル×横3センチメートルで6か月以内に撮影した正

- 面上半身のもの
・印鑑（認印でも可）

■申請後 特定者資格証明書と、特定者用定期乗車券購入証明書を発行いたします。発行までに時間がかかりますので、ご了承ください。

定期券の購入

・子ども教育課が発行した特定者資格証明書と、特定者用定期乗車券購入証明書を、JRの駅窓口に「通勤定期購入申込書」とともに提出し、定期券を購入します。

有効期限

・特定者用定期乗車券購入証明書は、6か月間継続する場合は、子ども教育課で手続きが必要です。

問合せ先

・JR乗車券の金額および定期券について、JRの駅窓口へ

・児童手当 特定者資格証明書、購入証明書については、子ども教育課へ

・JR乗車券購入証明書については、JRの駅窓口へ

・児童手当 特定者資格証明書、購入証明書については、子ども教育課へ

・JR乗車券購入証明書については、JRの駅窓口へ

・児童手当 特定者資格証明書、購入証明書については、子ども教育課へ

・JR乗車券購入証明書については、JRの駅窓口へ

・児童手当 特定者資格証明書、購入証明書については、子ども教育課へ

65歳を過ぎたら介護予防を始めませんか。初めての人大歓迎！ わくわくデイサロン

2月 17日（水） 陶芸講師 光安逸子先生 ※定員 25人 自己負担金 500円	2月 2日（水） ケアピクス講師 林崎万里子先生 ※定員 30人 自己負担金 なし
2月 19日（金） 運動教室 運動会 ※定員 20人 自己負担金 なし	2月 4日（金） お楽しみ会 お楽しみ会 ※定員 20人 自己負担金 なし
2月 24日（水） ハンドベル講師 高間美奈湖先生 ※定員 30人 自己負担金 なし	2月 9日（水） 手工芸 手工芸 ※定員 25人 自己負担金 500円
2月 26日（金） ほのぼの体操 講師 高濱弥生先生 ※定員 30人 自己負担金 なし	2月 11日（金） いけばな 南里房子先生 ※定員 50人 自己負担金 700円
■申込資格 65歳以上で町内に住所を有する人（要介護認定を受けていない人）	■申込および問合せ先 健康福祉課 ☎ 932-1493（ダイヤルイン） ☎ 932-1151（内線 153）
■開催日時 水・金曜日 9：50～11：20	■場所 地域活性化センター（オイコス）1階